

わたらせ養護園後援会入会申込書

フリガナ	
お名前 (団体名)	
住所	〒 ー
TEL	

後援会費 (どちらかにご記入ください)

個人会費	1口 1,000円 (できれば、2口以上お願いします。)
	口 円
特別会費	1口 10,000円 (1口以上)
	口 円

上記のとおり申し込みます。

年 月 日

わたらせ養護園後援会 御中

※ 事務局記入欄

福祉型障害児入所施設

わたらせ養護園

理事長 野口 秀樹

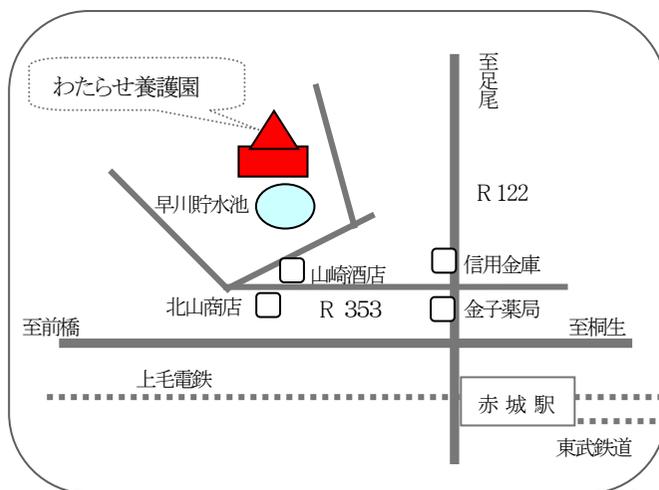
施設長 太田 徹

入所定員 40名

(年齢 3歳～中学生)

わたらせ養護園へは・・・

東武鉄道、上毛電鉄赤城駅より車で8分、又は
徒歩約40分です。どうぞお立ち寄りください。



キ
リ
ト
リ

わたらせ養護園後援会事務局

〒376-0131

群馬県桐生市新里町奥沢59-1

(社会福祉法人 桐の実会 わたらせ養護園内)

TEL(0277-74-0343) FAX(0277-74-0722)

振替口座番号 00340-6-4396



みなさんのあたたかいご支援を
お待ちしております



わたらせ養護園後援会

ごあいさつ

わたらせ養護園後援会は、社会福祉法人桐の実会が経営する「わたらせ養護園」の後援会です。昭和42年7月発足し、もう55年になりました。

赤城山麓の一角、群馬県新里村に昭和41年11月、今は亡き女医岸直枝先生お一人の浄財で創立された「わたらせ養護園」を財政面で援助するため、ボランティアの有志の方々により創立されました。

わたらせ養護園後援会はひたすらに「わたらせ養護園」の子供たちの幸せを祈り、県内はもとより全国各地の皆様からあたたかいご支援をいただき一人の力では解決できない事も、大勢の力をあわせれば・・・の願いのもとに、年少の知的障害児たちが安心して生活できる環境づくりのお手伝いをしてまいりました。

わたらせ養護園は、早期支援をめざした幼児のための施設という特異な存在でしたが、現在は幼児期から学童期までを受け入れ、その発達支援に成果をあげております。在宅支援では短期入所事業・日中一時支援事業をおこない地域福祉の一端を担っています。「わたらせ養護園」を必要としている障害ある子供たちや家族に、皆様の深いご理解が何よりの励ましとなっております。

どうぞ、わたらせ養護園後援会に、ご入会いただきご後援くださいますよう切にお願いいたします。

わたらせ養護園後援会
会長 森 喜美男
他 役員一同

会 則

第1条 本会はわたらせ養護園後援会と称し、事務所を群馬県桐生市新里町奥沢59-1、わたらせ養護園内におく。

第2条 本会は社会福祉法人桐の実会わたらせ養護園の目的及びその事業達成上必要な財政的援助をなし、併せてわたらせ養護園と一般社会の関連を深め、その発展に尽くすことを目的とし、次の事業を行う。

- ①社会福祉法人桐の実会わたらせ養護園の財政的援助を行う。
- ②社会福祉法人桐の実会わたらせ養護園の方針その事業等につき正しい宣伝広報につとめ、社会との関連を深めるよう努力する。
- ③其の他、会の目的達成上必要と認める事項。

第3条 会員はこの会の目的に賛成し会費を納めて協力する者、又は団体であること。

第4条 本会は、次の役員をおく

- | | | | |
|-----|----|------|-----|
| ①会長 | 1名 | ②副会長 | 2名 |
| ③会計 | 2名 | ④幹事 | 若干名 |

第5条 役員の任期は2ヶ年とする。但し重任はさまたげない。

第6条 会長、副会長、会計は総会において選出し、幹事は会長之を委嘱する。

第7条 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐し会長事故ある時は之を代理する。幹事は本会の重要事項を審議する。

第8条 本会は庶務、会計報告を兼ねて毎年1回総会を開く。役員会は必要に応じ随時之を開く。

第9条 会費は、
個人会員は1年1口 1,000円とし、1口以上を納める。
特別会員は1年1口10,000円とし、1口以上を納める。

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

入会 申し込み

福祉型障害児入所施設

わたらせ養護園に

あたたかいご支援を

お願いいたします。

入会申し込みは、

入会申込書にご記入ください。

(初年度だけお願いします)

会費の納入は、

次のいずれでも結構です。

- * 振替 (送料無料)
- * 現金書留
- * 役員の方をとおして幸便で
- * おついでの折にわたらせ養護園へ

領収書は、後程必ずお送りします。

毎年、年度終了後、決算報告書を送付致します。

会員の方には年3回発行の、わたらせ養護園の機関紙「とんがりやね」をお送りします。

